

利用権設定(農地の賃借契約)の成立と農業事業へ参入
「東谷山・天空のアグリパーク」構想

株式会社山田組は、このたび名古屋市で初めて、利用権設定(農地の賃借契約)を申請し、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく農用地利用集積計画が策定され、平成 10 月 1 日付利用権設定※が公告されました。

農村のみならず都市においても、農家の高齢化、後継者不足などが原因で農地の減少、耕作放棄地の拡大が懸念されている中、都市農業は消費者に近く、新鮮な農産物を供給するのみならず、自然環境保全、防災機能、レクリエーションの場、食農教育の場として多面的役割を担っており、都市農業を振興・推進していこうとする動きが全国の大都市各地で見られます。

株式会社山田組は、名古屋市という大消費地において一民間企業として先駆けて農業にとりくみ、建設会社としての強みを生かして、都市農業を振興、農業によってさらなる地域の活性化を図っていくものです。

利用権設定を受けた当農地は、東に東谷山(とうごくさん)、北に庄内川、南に東谷山フルーツパークや森林公園があり、周囲の住宅街より少し高台にあります。この農地を「東谷山・天空のアグリパーク」と名付け、再整地、整備してブルーベリーなどの果樹を中心に栽培していきます。来年夏にはブルーベリー摘み取り園をプレオープンし、3 年後(2015 年)には広く皆様に楽しんでいただけるブルーベリー摘み取り園、野菜栽培・収穫体験農園を開園する予定です。新鮮でおいしい果物や野菜を提供できるよう、何度も足を運んでいただけるような農園にしたいと思っています。ご期待ください。

※ 利用権設定とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、農地の利用権設定をすることにより、農地法第 3 条の許可を受けずに、農業生産法人でなくても、農地の賃借契約が可能となります。また、これにより契約した農地は期間が到来すると貸し手に農地が返還されることとなっていますので、貸し手にとっても安心して契約することができます。



「東谷山・天空のアグリパーク」周辺地図

場所	名古屋市守山区大字上志段味字東谷 2110-22
面積	合計 7,557m ²
作目	果樹(ブルーベリー等)、果樹苗木、野菜等
アクセス	JR 東海・高蔵寺駅より徒歩 20 分、車で 5 分
問合せ	株式会社山田組アグリ事業担当 平田朱美 TEL:052-301-6121 FAX:052-303-2715



「東谷山・天空のアグリパーク」から高蔵寺方面を望む